

議案第45号

筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和6年2月28日

筑西市長 須藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26  
年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示すると  
ともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的とし  
て公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除  
く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。